

国際建設契約の難しさ —FIDIC 約款の改訂と日本の紛争解決文化—



小泉 淑子
シテューワ法律事務所
弁護士

国際建設契約に関与している者にとって 2017 年 12 月に発行された改訂版 FIDIC 契約約款*1 (レッド、イエロー、シルバースタック*2) の厚さは、衝撃的であったと思われる。1999 年版から 18 年ぶりの改訂版は 200 頁を超えるものとなった。海外インフラ案件の増加が見込まれる中、案件関与者は、契約書類を読み込んで、各自の権利義務を消化し、項目により異なる期限内に、細かく定められた手続きに従って対応していかなければならない。相当の緊張と覚悟が求められる。

この 18 年の間、契約改訂チームの中で激しい論戦が展開されてきたものと想像する。世界中で利用されている約款の問題点、疑問点を洗い出し、言語、人種、宗教、文化、歴史、思考回路、法律体系、社会構造、政治・経済状況等々異なる背景を背負った専門家が議論をたたくかわせ、バトルと妥協を重ねた上で出来上がったものが、このような大部なものとなってしまったということであろう。

契約書は簡潔なものがよく、「本書に定めなき事項は両者誠実に協議し、これを解決する」との「お守り」のような条項を入れ、信頼関係が構築されていることを前提として、前向きに案件に取り組んでいく契約文化の中で育った日本人には、「意識改革」が求められる。契約書が「水ももれない」緻密なものに仕上がっていても、工事期間が長期にわたり設計変更が度重なり、当事者に法遵守文化が希薄な者がいたり、発注者側が法整備途中の途上国の機関や企業であったり、下請企業の技術力が期待に沿っていない場合など、想定外のことが次々と起こる。その時どうするのか。まず契約書を読む。次に専門家に相談する。どの国の誰に相談するのか。コモンローの国の人か、大陸法の国の人か、経験のある技術系の人か、法律家か。その解決のための答えは一つとは限らない。プロジェクトは、完工し支払済みとなり、平常に稼動するようになってはじめて完了する。この長い期間、契約書類は発生する様々な事態対処の「バイ

ブル」となる。契約の解釈も文化によって違いがあり、司法の運用、執行面になると、国の歴史、「法の支配」の浸透度によって大きな落差がある。「忖度」してもらえない余地のない厳しい国際社会の現実を直視すると、頼りになるのは、分厚い「契約書」であり、条文のどこかに解決の糸口を探ることになるのである。

FIDIC 改訂版が特に力を入れている「クレーム」と「紛争条項」、その解決策に注目したい。仲裁にもっていく前に、調停に相当する Dispute Avoidance/Adjudication Board (DAAB/紛争回避・裁定委員会) の起用、「和解」を勧めているのである。日本の紛争解決文化として「和解」と「調停」がある。今、日本は明治 150 年にあたるとして江戸時代、明治時代の再評価がなされているが、1889 年末に福沢諭吉が招聘したアメリカの証拠法の権威 John Henry Wigmore 教授は、徳川時代の日本の法制や裁判例を研究し、2 つの特徴を指摘した。そのひとつが和解主義であった。社会に存在するあらゆる紛争は友誼的に解決されるべきというのが明治政府の方針であった。訴訟となっても裁判官も当事者も、判決にもっていくよりはまず和解第一であった。1922 年には調停制度が創設され、その後様々な調停制度が整備され、建設業法では建設工事紛争審査会による調停が活用されている。FIDIC 約款がクレームの処理について、DAAB、和解の試みをまず挙げ、どうしても解決できない事案を仲裁で解決する、としたことは感慨深い。

604 年「和を以って貴しとなし」で始まる 17 条の憲法が制定されてから 1400 年余、その DNA を脈々と受け継いでいる我々は、難しい国際間の利害衝突の中で、自信を持ってクレーム処理、紛争解決にあたっていかうではないか。

*1 FIDIC 契約約款とは、1913 年設立の FIDIC (Federation Internationale Des Ingenieurs Conseils/International Federation of Consulting Engineers) が作成・出版している国際建設契約に関する世界でもっとも普及している契約書式。

*2 約款毎に表紙の色を変えていることから“FIDIC RAINBOW”と呼ばれている。レッドは建設工事、イエローはプラント・設計施工に、シルバーは EPC 工事契約に使用されている。コンサルタント業務契約用にはホワイトが用意されている。

著者プロフィール

「国際弁護士の草分けとして、様々な国際取引に伴う契約交渉、紛争予防・解決に関与。」